

アピール

大飯原発運転差し止め仮処分裁判の判決は間近

判決を基に、全国の圧倒的な世論を力として、大飯原発を止めよう

全国の皆さまへ

関西電力を相手どった大飯原発3・4号運転差し止め仮処分裁判は、いよいよ3月末か4月初めに判決（決定）が出ます。昨年3月12日に福井、関西、岐阜の262名の原告団は、福島原発事故を繰り返してはならないという強い思いで提訴しました。

大飯原発3・4号の安全性判断が、司法によって初めて示されます。国は昨年、「4閣僚の政治判断」で安全性の判断も行わず再稼働を強行しました。原子力規制委員会は、大飯の運転を継続させたまま、活断層評価の判断を引き延ばしています。このような中で、司法が判断をくだします。関電はもとより、国の無責任な姿勢に対する判決ともなるでしょう。

裁判の最大の焦点は、活断層の3連動時に原子炉を止めるための制御棒が基準値2.2秒以内に挿入できるかにあります。さらに、国の耐震安全性の指針・手引きに従って、敷地内破砕帯が「断層運動が否定できない」かどうかにあります。関電は「地震の時は基準値2.2秒は守らなくてもよい」とする暴論をはく程までに追い詰められました。

私たちは勝訴を確信しています。しかし、仮処分裁判で「大飯原発を仮に運転してはならない」という勝訴判決が出ても、すぐに大飯原発が止まるわけではありません。関電は判決に従わず、法的な対抗手段をとることが予想されます。関電の悪あがきを世論の力で封じ込め、停止を実現させなければなりません。また、判決の内容で「2.2秒を超える」ことが認められれば、実質勝訴です。「大飯を止めろ」の運動にとって大きな根拠になります。

勝訴の判決が出れば、それを基に「大飯を止めろ」の圧倒的な世論の力で大飯原発を実際に停止させていきましょう。まずは、裁判の法的手続上、判決が出てから2週間の短期決戦です。関電に加え、国は3連動の場合の制御棒挿入性問題をストレステストの対象外にするなど、この重要な問題を封じ込めてきました。国の責任も厳しく問い、大飯を止めさせなければなりません。関電への申し入れ、国との交渉、緊急署名、福井・関西の各府県への申し入れ、広範な人々の共同声明等々、全国津々浦々から、国内外から「大飯を止めろ」の声をあげてください。

全国の力を結集し、判決を基に、大飯原発を止めよう。

2013年3月16日

「判決を前にして3・16集会」参加者一同